

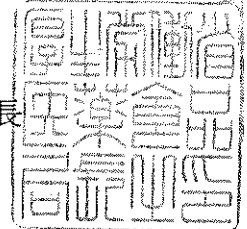


薬食発 0421 第 2 号

平成 22 年 4 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正について

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」の別添において「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められているところです。

今般、新たな成分を追加する等、外原規 2006 の一部を別添のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、外原規 2006 の一部改正の概要を下記のとおり示しますので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願います。

記

第 1 外原規 2006 の一部改正の要点について

1. 一般試験法について、次の試験法を改めたこと。
  - 1) アルコール数測定法
  - 2) エステル価測定法
  - 3) 乾燥減量試験法
  - 4) 試薬・試液
  - 5) 容量分析用標準液
2. 各条品目について、次の 1 品目を新たに外原規 2006 の別記 I に加えたこと。
  - 1) 硫酸 2, 2' -[(4-アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール
3. 各条品目について、次の 6 品目を新たに外原規 2006 の別記 II に加えたこと。
  - 1) イソステアリルペンタエリスリルグリセリルエーテル
  - 2) エーデルワイスエキス

- 3) 1, 2-オクタンジオール
- 4) 加水分解コラーゲン液 (4)
- 5) ジメチルシロキサン・メチル(ウンデシルグリセリルエーテル)シロキサン共重合体
- 6) プラセンタエキス(3)

4. 各条品目について、別記 I 試薬の追加および別記 II 72 品目の性状及び品質に関する規定を改めたこと。

別記 I

- 1) 試薬・試液

別記 II

- 2) アクリル酸オクチルアミド・アクリル酸ヒドロキシプロピル・メタクリル酸ブチルアミノエチル共重合体
- 3) アジピン酸ジブチル
- 4) N-アシル-L-グルタミン酸ナトリウム
- 5) アスコルビン酸
- 6) アスコルビン酸ナトリウム
- 7) アボカド油
- 8) アラキルアルコール
- 9) 安息香酸アルキル (C 1 2 ~ C 1 5)
- 10) イソステアリン酸硬化ヒマシ油
- 11) エタノール (9 6 ~ 9 6 . 5 度)
- 12) エリスリトール
- 13) 塩化デカリニウム
- 14) 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液
- 15) オキシステアリン酸グリセリル (2)
- 16) オレイン酸オレイル
- 17) オレイン酸フィトステリル
- 18) オレイン酸プロピレングリコール
- 19)  $\alpha$ -オレフィンオリゴマー
- 20) 加水分解コラーゲン末
- 21) カラギーナン
- 22) カンゾウ抽出末
- 23) d-カンフル
- 24) dl-カンフル
- 25) 吸着精製ラノリン
- 26) グァーガム
- 27) グリシン

- 28) コハク酸ポリプロピレングリコールオリゴエステル
- 29) コレステロール
- 30) シイタケエキス
- 31) シイタケエキス末 (1)
- 32) シイタケエキス末 (2)
- 33) 自己乳化型モノステアリン酸グリセリル
- 34) ジステアリン酸ポリエチレングリコール (1)
- 35) ジペンタエリトリット脂肪酸エステル (1)
- 36) ジペンタエリトリット脂肪酸エステル (2)
- 37) ジメトキシベンジリデンオキシイミダゾリジンプロピオン酸 2-エチルヘキシル
- 38) 水素添加大豆リン脂質
- 39) ステアリン酸ジエチレングリコール
- 40) ステアリン酸ステアリル
- 41) ステアリン酸ブチル
- 42) 1,2-ステアロイルステアリン酸オクチルドデシル
- 43) 精製水
- 44) セスキイソステアリン酸ソルビタン
- 45) セバシン酸ジエチル
- 46) 大豆リン脂質
- 47) 長鎖分岐脂肪酸 (1,2~3,1) コレステリル
- 48) デカイソステアリン酸デカグリセリル
- 49) テトラ 2-ヘキシルデカン酸アスコルビル
- 50) テトラメチルトリヒドロキシヘキサデカン
- 51) d- $\delta$ -トコフェロール
- 52) トリイソステアリン酸ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油
- 53) トリエタノールアミン
- 54) トリオレイン酸ポリグリセリル
- 55) トリカプリル酸グリセリル
- 56) バチルアルコール
- 57) 馬油
- 58) パルミチン酸デキストリン
- 59) D-パントテニルアルコール
- 60) ピバリン酸イソデシル
- 61) フィチン酸
- 62) ブドウ種子油
- 63) ポリアクリル酸アルキル
- 64) ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油

- 65) モノステアリン酸ポリエチレングリコール
- 66) ヤシ油脂肪酸メチルタウリンナトリウム液
- 67) ラウリルアミノジ酢酸ナトリウム液
- 68) ラウリルアミノジプロピオン酸ナトリウム液
- 69) ラウリル硫酸アンモニウム
- 70) ラウリル硫酸ジエタノールアミン
- 71) ラウリル硫酸トリエタノールアミン
- 72) ラウリル硫酸モノエタノールアミン
- 73) 硫酸アルミニウムカリウム

## 第2 適用時期について

本通知は、平成22年4月21日より適用すること。ただし、平成23年10月31日までの間、従前の例によることができるものとする。